

第1章 はじめに

1-1 構想中間見直しの趣旨

■ 河川の汚濁の主な原因は生活排水

本県では、県土面積の約5%を占める水辺空間を、県民のゆとりと安らぎを創出する貴重な空間と位置づけ、平成20年度から「川の再生」に取り組んでいる。県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するためには、河川汚濁の主な原因である生活排水の処理施設を整備することが極めて重要である。

■ 令和元年度末で生活排水処理人口普及率は92.8%

これまで本県は、市町村と連携し、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」(以下「構想」という。)を策定し、県内全域に生活排水処理施設を整備することを目指してきた。

平成28年度に策定した構想(以下、「平成28年構想」という。)は、平成22年度に策定した構想(以下、「平成22年構想」という。)に引き続き、令和7年度の生活排水処理人口普及率(※)(以下、「生活排水処理率」という。)100%を目標とし、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの施設整備の将来像を示したものである。

平成28年構想において、「改定から5年を経過した時点で、生活排水処理施設の整備状況や、公共用水域の水質改善状況、人口動向等の社会情勢の変化等を踏まえ見直しの検討を行う」としているため、今回、中間見直しを行うものである。

また、令和2年度を中間目標年度として、目標を95.3%に定めた。

令和元年度末の生活排水処理率は92.8%であり、引き続き生活排水処理施設の整備を積極的に進めていくことが必要である。

(※)生活排水処理人口普及率…下水道、農業集落排水、浄化槽などで生活排水を処理している人口の総人口に対する割合

1-2 構想見直しをめぐる動き

■ 埼玉版SDGsの実現

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な社会を実現するための開発目標(SDGs)」が採択され、世界中で取り組むべき普遍的な17の目標が掲げられた。

県では、「日本一暮らしやすい埼玉県」を目指しており、これは

「埼玉版SDGsの実現」でもある。これらの目標の中にある「6.安全な水とトイレを世界中に」、「14.海の豊かさを守ろう」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」は、生活排水処理施設



設の整備と密接に関わっており、これらの目標の達成が県民の豊かな生活環境の構築へと繋がるものである。

■ 浄化槽法の改正

生活排水処理施設の整備を進めるうえで、浄化槽に関し、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換と水質の定期検査受検率の向上を含めた浄化槽の管理の向上などを目的として令和元年6月に浄化槽法が改正(令和2年4月1日施行)され、新たな対応が求められる。

浄化槽法改正による浄化槽整備のポイント

項目	内容
特定既存単独処理浄化槽に対する措置	老朽化等により、そのまま放置すると支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽については、その除去等の指導助言権限を行政に付与した。
浄化槽処理促進区域の指定	浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することとした。
公共浄化槽制度の創設	浄化槽処理促進区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度を規定した。

■ 誰一人、どの地域も取り残さない目標達成に向けて

平成26年1月、農林水産省、国土交通省、環境省が連携して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、10年程度を目途に汚水処理施設概成の方針が明示された。その後、国土交通省は概成時期を令和8年度末とし、概成の目安として生活排水処理率95%以上を示した。

本県では、平成22年構想より令和7年度の生活排水処理率100%を目標に掲げて整備を進めてきている。先に述べたように令和元年度末の生活排水処理率は92%を超えており、令和7年度までに概成の目安である95%以上の達成が見込まれるものの、平成22年構想からの目標である生活排水処理率100%の達成へ向けてさらなる汚水処理施設の整備の推進を図っていく必要がある。

1-3 構想の位置付け

(1) 埼玉県生活環境保全条例第 16 条における広域的な計画

「埼玉県生活環境保全条例」第 16 条において、「知事は、市町村と連携して、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画を定め、その整備の促進に努めるものとする。」と定めている。

本構想は、この規定に基づき、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定した生活排水処理に関する計画等の取りまとめを行い、広域的な計画として埼玉県が策定するものである。この構想は、県や市町村が生活排水処理施設の整備を進める上での指針となるものである。

(2) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想

本構想は、平成 26 年 1 月 30 日付け農林水産省、国土交通省、環境省連名通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」における「都道府県構想」に該当する。

(3) 汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」

本構想は、平成 30 年 1 月 27 日付け総務省、農林水産省、国土交通省、環境省 4 省連名通知「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」における都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部としての「広域化・共同化計画」に該当する。

1-4 構想の期間

本構想の期間は、表 1-1 に示すとおりである。今回の中間見直しから目標年度までの残期間は 5 か年(令和 3 年度～令和 7 年度)である。

表 1-1 本構想の基準年度及び目標年度等

項目	年度
基準年度	平成 20 年度
期間	平成 23 年度～令和 7 年度
目標年度	令和 7 年度

1-5 構想見直しのポイント

(1) 目標年度、目標値の継続

平成 22 年構想で設定した目標年度、目標値については、令和 7 年度の生活排水処理率 100%から変更せずに継続する。

(2) 令和7年度までに整備すべき生活排水処理施設業務量等を明示

今回の見直しでは、令和7年度に生活排水処理率が100%の数値であっても、そのうち達成が確実と見込まれる割合と、達成が困難と見込まれる割合を明記する。そして達成が困難と見込まれるものについては、それぞれの地域に応じた対策を検討し、生活排水処理施設の整備を重点的に推進していく必要がある。

(3) 集合処理から個別処理への適切な見直し

平成22年度構想策定の際、全体計画における集合処理施設の整備完了時期を検討した結果、令和17年度でも完了しないことが明らかとなり、これを早めるために集合処理から個別処理への大幅な変更の必要性の検討がなされている。

平成22年度構想以降、各市町村においては、令和7年度の生活排水処理率100%の達成を目指し、その整備に時間を要する集合処理から個別処理への見直しが行われており、今回の中間見直しにおいても、財政状況の見通しや将来人口の推計などを踏まえ、整備区域の見直しを行った。

(4) 広域化・共同化計画の策定

汚水処理施設の事業運営は、施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、自治体職員数減少による執行体制の脆弱化等により、その経営環境は厳しさを増し、より一層効率的な事業運営が求められている。

国は、令和4年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することを目標として掲げた。

これを受け、県における汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の内容を盛り込むとともに、これを推進することとした。

1-6 構想の構成

本構想は、令和7年度に向け最後の改定となる。まず、見直しの趣旨や期間、ポイントなどを整理し(第1章)、次に、生活排水処理施設の整備状況や水質の最新の実績を把握した上で、目標達成に向けた業務量を明らかにし、現状及び中長期的な課題を明確にした(第2章)。これを踏まえ、目標値の設定及び予測、残業務量を明記し(第3章)、そして、目標達成に向け、これまでの施策の継続・強化や広域化・共同化計画など、新たな対策を盛り込んだ(第4章)。

さらに、構想改定に伴う水質改善の状況等を検証し(第5章)、市町村の区域図データを県生活排水処理施設整備構想図としてまとめた(第6章)。

